

1 家事案件(離婚、相続、など)

当事務所の案件のうち、特に多いのが家事案件でして、その中でも離婚案件です。

もちろん、案件の内容、その方の経済的状況をふまえ、報酬基準に照らし、ご相談の上で報酬等を定めていきます。

例えば、離婚調停の場合、殆どの方の着手金を「30万円(税込33万円)」とさせていただいております。

2 交通事故案件

当事務所の案件のうち、家事案件と並んで多いのが、交通事故案件です。

交通事故案件は、基本的には下記4「一般民事案件」と同じ考え方になります。

もともと、ここ最近、殆どの方が「弁護士特約」に入っており、その場合は各保険会社と協議の上で決めていきます。

日本弁護士連合会と提携している保険会社の場合、その提携内容に従い、報酬等を定めていきます。

(実際のところ、タイムチャージ方式で報酬等を定める場合が多いです。)

3 多重債務案件

破産など、いわゆるクレサラ案件につきましては、必ず法テラスの利用を検討します。

事務所代表の弁護士には、法テラスを利用できる方の場合、法テラスを利用いただくべきという信念がございます。

残念ながら法テラスを利用できない方の場合、東京弁護士会のクレサラ報酬基準に従い、なるべく費用を抑え、分割払いもご提案します。

4 一般民事案件(交通事故案件、債権回収案件、労働案件、など)

経済的利益の額に従い、次のようになります。こちらは、計算式ですので、消費税を含めておりません。別途、早見表がございますので、ご参照ください。

経済的利益の額	着手金算定の簡易な計算式	報酬金算定の簡易な計算式
300万円以下の場合	経済的利益の8%(最低額10万円)	経済的利益の16%(最低額10万円)
300万円を越え、3000万円以下の場合	経済的利益の5%+9万円	経済的利益の10%+18万円
3000万円を越え、3億円以下の場合	経済的利益の3%+69万円	経済的利益の6%+138万円
3億円を越える場合	経済的利益の2%+369万円	経済的利益の4%+738万円